

名古屋市家庭廃棄物等の持ち去りの防止に関する条例をここに公布する。

令和 7 年12月19日

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市条例第68号

名古屋市家庭廃棄物等の持ち去りの防止に関する条例

(目的)

第 1 条 この条例は、家庭廃棄物等の持ち去りの防止に関し必要な事項を定めることにより、市が行う廃棄物の処理及び市民が市と協働して行う資源物の集団回収の適正な実施を確保し、もって循環型社会の形成に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 廃棄物 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第 2 条第 1 項に規定する廃棄物をいう。
- (2) 家庭廃棄物等 次に掲げる廃棄物をいう。

ア 名古屋市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成 4 年名古屋市条例第46号）第 2 条第 2 項第 1 号に規定する家庭廃棄物

イ 名古屋市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例第2条第2項第2号に規定する事業系廃棄物のうち同条例第14条第2項の規定により市が収集、運搬及び処分するもの

(3) 資源物 家庭廃棄物等のうち規則で定めるものをいう。

(4) 集団回収実施団体 名古屋市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例第12条に規定する廃棄物の減量を目的とする市民の自主的な活動としての集団回収を行う団体で市長の登録を受けたものをいう。

(市の責務)

第3条 市は、この条例の目的を達成するため、廃棄物の処理及び資源物の集団回収の適正な実施の確保に関し必要な施策を実施しなければならない。

2 市は、前項の施策の実施に当たっては、必要に応じ、関係機関等に対し協力を求めるものとする。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、廃棄物の処理及び資源物の集団回収の適正な実施の確保に関し市の施策に協力しなければならない。

(家庭廃棄物等の収集又は運搬の禁止)

第5条 市及び規則で定める者以外の者は、一般廃棄物処理実施計画（名古屋市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例第6条第1項に規定する一般廃棄物処理計画のうち廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第1条の3の実施計画に該当するものをいう。）で定める場所に排出された家庭廃棄物等を収集し、又は運搬してはならない。

2 集団回収実施団体及び集団回収実施団体から資源物の収集又は運搬の委託を受けた者以外の者は、集団回収実施団体が集団回収を行う場所としてあらかじめ市長に届け出た場所に排出された資源物を収集し、又は運搬してはならない。

(勧告及び命令)

第6条 市長は、前条各項の規定に違反する行為をした者に対し、当該行為をしてはならない旨を勧告することができる。

2 市長は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、その者に対し、当該行為をしてはならない旨を命ずることが

できる。

（立入調査等）

第7条 市長は、前条各項の規定の施行に必要な限度において、その職員をして、必要と認める土地、建物、車両等に立ち入り、調査させ、又は関係者に対し、質問させることができる。

2 前項の規定により立入調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（公表）

第8条 市長は、第6条第2項の規定による命令を受けた者が、正当な理由なく当該命令に従わないときは、その者に意見を述べる機会を与えた上で、その旨を公表することができる。

（委任）

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

（罰則）

第10条 第6条第2項の規定による命令に違反した者は、50万円以下の罰金に処する。

（両罰規定）

第11条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の罰金刑を科する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第6条から第8条まで、第10条及び第11条並びに次項から附則第4項までの規定は、同年10月1日（以下「一部施行日」という。）から施行する。

（名古屋市集団回収における古紙の持去り防止に関する条例の廃止）

2 名古屋市集団回収における古紙の持去り防止に関する条例（平成23年名古

屋市条例第42号)は、廃止する。

(名古屋市集団回収における古紙の持去り防止に関する条例の廃止に伴う経過措置)

- 3 一部施行日前にした行為に係る前項の規定による廃止前の名古屋市集団回収における古紙の持去り防止に関する条例の規定による勧告、命令及び公表については、なお従前の例による。
- 4 一部施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。